

会員規約

(目的)

第1条 本規約は一般社団法人日本感染対策協会（以下「当協会」という）が認定する会員に対する規約として定めたものである。

(本規約の範囲)

第2条 本規約は当協会に入会した企業又は団体、個人（以下「企業等」という）が、会員として行う一切の行為に適用されるものとする。

(会員)

第3条 当協会の会員は次の4種がある。

- (1) 正会員1：当協会において施設認定を受けた企業等。
- (2) 正会員2：当協会において製品認定を受けた企業等。
- (3) 賛助会員：当協会の事業・事業目的を賛助する企業等であり、当協会において賛助会員となることの承認を得た者。
- (4) パートナー会員：当協会及び当該企業等の事業上の目的を達成する為に、協力関係が必要とされる企業等であり、当協会においてパートナー会員となることの承認を得た者。

(入会金、年会費、その他費用)

第4条 入会金は、初年度年会費を含め正会員1、正会員2、及びパートナー会員は無料とし、賛助会員は1口10万円（非課税）とする。

2 年会費（入会初年度を含む）は、正会員1、正会員2、及びパートナー会員は無料とし、賛助会員は1口10万（非課税）とする。

3 製品認定費（認定申込料及び更新手数料を指すものとする。以下同じ）及び施設認定費（以下、「製品認定費等」という）の額及び支払方法は、別途定める施設認定規約に従うものとする。

4 正会員1及び正会員2につき、当協会のモニター調査のため、当協会が認めた者（モニター会員）については、当協会の認める期間、製品認定費及び施設認定費を無料とすることがある。モニター会員については、同会員が入会申込前に特段の異議を述べた事項を除き、入会の申込みにより当然に、当協会の会員である旨、当該会員の施設・製品情報（ただし、当該会員の営業上・技術上の秘密情報についてはこの限りでない）、モニター調査の結果を当協会のHPや資料等に掲載することを承諾するものとする。

5 会計年度は、毎年1月1日から同年12月31日とする。

6 会員は、入会金及び年会費につき、入会初年度は第6条3項の定めに従い、次年度以降

は前年度の終わりまでに翌年度の年会費1年分を当協会の指定する自動引落しの方法により支払うものとする。

7 入会金及び年会費は、年度途中の加入の場合や、年度途中の会員資格喪失・認定除外の場合を問わず、本条1項及び2項に定める額とし、会員はそれらの場合でも入会金及び年会費を減額し・返金を求める権利を有さない。

(入会申込)

第5条 当協会に入会を希望する企業等は、当協会宛に所定の入会申込書を書面、電子メール等により入会申込を行う。

2 入会希望者は、入会の申込に際して、本規約のすべての内容を確認した上で、申込を行うものとする。

(入会審査、入会手続)

第6条 入会申込があった場合、当協会は入会審査のうえ、入会承認をするか否かを決定し、審査結果をメールにて通知する。

2 当協会は、入会審査基準及び入会を拒否する場合の内容、理由等について公表せず、入会希望者はその公表や入会の承諾を強制する権利を有さない。

3 第4条1項及び2項の定めにて入会金及び年会費を要する企業等は、審査結果通知受領後30日以内に、同条に定める入会金及び年会費を、当協会の指定する口座に振り込む方法により支払う。

4 入会希望者については、第1項に定める入会を承認する旨の審査結果通知が入会希望者に到達し、かつ、前項に定める企業等は入会金の支払いが完了した時点で、当協会により入会が承諾されたものとする。

(会員資格有効期間と更新)

第7条 会員資格有効期間は、当協会の会計年度である1月1日から同年12月31日とする。

2 会員資格有効年度の10月末までに退会届がない限り、会員資格は自動更新されるものとする。

3 会員は、前項の定める退会届を提出し、有効期間満了により会員資格を喪失しても、未納の施設認定費ほか当協会への債務がある場合は、その債務の支払いを完了しなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は会員資格を喪失する。

(1) 次条の定めに従い退会した場合。

(2) 第10条の定めに従い除名された場合。

(3) 法人の会員にあっては、会員である法人が解散し、または破産開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申し立てがなされた場合。

(4) 当協会が解散した場合。

2 前条3項の規定は、前項による会員資格喪失の場合に準用する。

3 本条1項各号により会員資格を喪失した場合の、支払い済みの年会費・入会金の取扱いについては、第4条6項の定めに従うものとする。

(退会)

第9条 会員は、当協会に対し退会の届出をすることにより退会することができる。

(除名)

第10条 当協会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、会員を事前予告なく除名することができる。なお、除名は、当協会から会員への損害賠償請求を妨げない。

(1) 当協会および当協会関係者の名誉や信用を棄損し、もしくは当協会からの口頭または書面通知を問わず助言、指示、指導、警告等のいずれかに反する行為、または当協会の目的に反する行為があったとき。

(2) 会員としての品格を損なう行為があったとき。

(3) 法令、ガイドライン等もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき。

(4) 当協会に提出した登録情報に虚偽の内容があるとき。

(5) 本規約の各条項のいずれかに違反したとき。

(6) その他、当協会が会員として不適格と認める相当の事由が発生したとき。

(変更の届出)

第11条 会員は、その名称、住所、または連絡先等、当協会への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく書面または電子メールにより変更事項の届出を行う。

2 当協会は、会員が前項の変更手続を行わなかったことによって生じた不利益については一切の責任を負わない。

(会員の権利およびサービス等)

第12条 会員は、次の権利を有する。

(1) 当協会の付与する認定ロゴ・協会ロゴ・認定マーク・協会マーク・ステッカー等（以下、「ロゴ等」という）を使用することができる権利。ただし、製品・施設の認定にかかるロゴ等については、認定を現に受けている製品・施設にのみ使用することができ、会員の種類に応じて作成されるロゴ等については、当該会員資格を有する会員のみが使用することができる。また、会員は、ロゴ等を当協会の事業目的に沿って適切に使用しなければならない、

かつ、取り扱いについては以下を遵守しなければならない。

①ロゴ等を第三者に譲渡または貸与をしてはならない。

②ロゴ等を使用するにあたり、薬機法や景品表示法等関係法令を遵守し、当協会の認定の基準や内容、その他製品・施設の内容等につき消費者が誤解を招くような表示をしてはならない。

③ロゴ等を編集して使用してはならない。

④ロゴ等を使用するにあたり、事実と異なる文言と並べて表記してはならない。

⑤ロゴ等を使用するにあたり、当協会が施設や製品の安全性や効果等を保証する旨の文言等を付して使用してはならない。

(2) 当協会の催事、セミナー等に参加することができる権利。

(3) 当協会の会員であることを自らに関連する事業についての広告、パンフレット、催事、名刺等において示すことができる権利。

(4) 株式会社増富の運営するECサイトであるドクターズ・ベスト上の商品につき5%の値引きを受けることができる権利。

2 当協会が認定した製品や施設の情報、及び会員情報を当協会のHPに掲載する。

3 本条1項1号に違反し、または不適切に使用された場合には、当協会は第10条に従い当該会員を除名することの他、当該ロゴ等の使用を禁ずる、製品・施設の認定を取り消す等、会員資格ないし当協会の提供するサービスの一部ないし全部を取り消しまたは停止することができる。また、ロゴ等の使用の差し止めや損害賠償請求等の法的措置をとることができる。

4 会員資格を喪失した場合は、本条1項及び2項の一切の権利を喪失する。

(秘密情報及び個人情報保持)

第13条 会員は、秘密である旨の明示があるものか否かに関わらず、当協会の事業に関して知れた情報及び個人情報（当協会がウェブページ上で公開するなどして既に公となっている情報は除く）について厳に秘密を保持し、善良なる管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとし、第三者に対し一切開示または漏洩してはならず、使用または流用してはならない。

(禁止事項及び損害賠償)

第14条 会員は、本規約に定める他、当協会の事前の承諾なく、次に定める行為をしてはならない。

(1) 会員資格に基づく一切の権利もしくは義務を、第三者に譲渡し、貸与し、または担保等に供すること。

(2) 当協会、他の会員もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれがあると当協会が判断する行為。

(3) 当協会、他の会員もしくは第三者の肖像権その他一切の権利を侵害する行為、または

侵害するおそれがあると当協会が判断する行為。

(4) 当協会の事前の承諾なく、当協会の活動と関わりのない独自の商業活動を会員向けに行うこと。

(5) 当協会の事前の承諾なく、当協会と競業する事業を行う、または競合する事業に関わること。

2 会員が前項の定めその他本規約に反し、そのことにより当協会が損害を被った場合、当該会員は、当協会に生じた損害を当協会に賠償する。

(免責及び規約の効力の残存)

第15条 戦争・テロ・暴動・労働争議・地震・噴火・洪水・津波・火災・停電・コンピュータのトラブル・通信回線のトラブル・システムの保守点検・更新等によりやむを得ず会員サービスを変更、中止または一時停止せざるを得なかった場合、そのことにより会員が損害や不利益等(以下、「損害等」という)を被った場合でも、当協会は一切責任を負わない。

2 会員が、当協会の活動に関連して取得した資料、情報等を利用した場合について、これらに起因して会員または第三者が損害等を被った場合であっても、当協会は一切責任を負わない。

3 会員間で紛争が発生した場合には、当該会員間で処理するものとし、当協会は一切責任を負わない。

4 会員間、または会員と第三者との間で紛争が発生した場合には、紛争当事者である当該会員は、自己の費用と責任において、これを解決するものとする。

5 本規約に違反した会員に対し、当協会が告知なしに除名、サービスの利用停止、会員資格の取消し等の措置をとることがあるが、当協会は、それらによって生じたいかなる損害等に対しても一切責任を負わない。

6 会員の登録メールまたはパスワードが第三者に利用されたことによって生じた損害等については、当協会に重過失がある場合を除き、当協会は一切責任を負わない。

7 他会員の情報が不正確または虚偽の内容であったこと等により、会員が損害等を被った場合であっても、当協会は一切責任を負わない。

8 当協会は、会員情報、会員同士のやりとり等につき、如何なる目的においても監視する義務を負わない。

9 本条1項ないし8項に定める他、会員の故意・過失によって生じた紛争・トラブルについては、当協会は一切の責任を負わない。

10 万が一、当協会が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何にかかわらず、また、直接・間接損害、通常・特別損害、逸失利益、第三者からの請求にかかる損害等損害の名目・種類・内容を問わず、当協会が負う責任は会員が当協会に対して当該年度に支払った年会費(本条においては、支払時期にかかわらず、当該年度に対応する年会費を指すものとする)、製品認定費及び施設認定費の合計額を上限とする。

11 第13条、第14条1項及び2項、並びに本条第1項ないし10項の定めは、会員が会員資格を喪失した後も、継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

(反社会的勢力への対応)

第16条 会員は、当協会に対して、入会申込日・入会承諾日及び将来にわたって、自己又は自己の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を指すものとする)が次の各号に掲げる者(以下、「反社会的勢力」という)でないことを表明し、保証する。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、または総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団もしくはこれらの団体の構成員。

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与している者。

(3) 反社会的勢力を利用している者。

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしている者。

(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(6) その他前各号に準じる者。

2 会員は、当協会に対し、入会申込日及び将来にわたって、次の各号のいずれかに該当する行為もしくは該当するおそれのある行為を行わず、または第三者をして行わせないことを表明し、保証する。

(1) 暴力的な要求行為。

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。

(4) 風説を流し、偽計を用い又は威力を用いて当協会の信用を毀損し、又は当協会の業務を妨害する行為。

(5) その他前各号に準ずる行為。

3 当協会は、会員が前2項のいずれかに違反した場合、第10条に従い当該会員を除名することの他、会員資格ないし当協会の提供するサービスの一部ないし全部を取り消しまたは停止することができる。これらの措置により会員に損害が損害が生じても、当協会は何らこれを賠償または補償する責任を負わない。

(本規約の追加・変更)

第17条 当協会は、以下の場合に、当協会の裁量により、本規約を変更することができる。

(1) 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合する場合。

(2) 本規約の変更が、規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合。

2. 当協会は前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日を定め、同日より前に、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を当協会が

適当と認める方法により会員に周知する。

3. 当協会が会員に変更後の本規約の内容を周知し、変更後の本規約の効力発生日以降に会員が年会費または製品認定費等の支払いを行った場合、会員は、同変更を承諾したものとみなす。

附則

本規約は、2023年5月2日より施行する。

本規約は、2023年6月6日に改定し、即日施行する。